産山村空き家改修費等補助金交付要綱

令和４年９月 １日産山村要綱第14号

改正　令和７年５月16日産山村要綱第 ３号

(趣旨)

第1条　この要綱は、産山村に定住しようとする移住者などに対して、空き家に居住するために必要な改修及び家具等処分に要する費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図るとともに、定住を促進することを目的とし、産山村空き家改修費等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、産山村補助金交付規則（平成８年３月産山村規則第１０号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き家　産山村空き家バンク制度設置要綱（令和４年産山村告示第３１号）以下「空き家バンク要綱」という。）の規定により空き家バンクに登録された居住用家屋で、現に住宅の用に供されていない家屋をいう。

(2)　空き家バンク　産山村空き家バンク要綱第２条第３号に定める村内への移住・定住等を目的として空家の利用を希望する者に対して紹介するシステムをいう。

(3)　空き家改修　耐震改修工事及び住宅の機能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。

(4)　家具等処分　居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成１０年法律第９７号)第２条第４項に定める特定家庭用機器は除く。

(5)　村税等　地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第５条に規定する市町村税、使用料、保険料、負担金等、村が個人から徴収すべきものをいう。

(補助対象者)

第3条　補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　空き家所有者で、空き家バンクを活用して産山村に定住しようとする者と賃貸契約を締結した者。

(2)　村内に移住を希望する者又は村内に移住して１年以内の移住者(以下「移住者」という。)で、次のアからケまでのすべての要件に該当し、空き家バンクを活用して空き家を購入した者又は空き家所有者と賃貸契約を締結した者。

ア　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(以下「世帯主等」という。)が移住者であって、過去に本村に居住したことがない者若しくは過去に本村から転出し、５年以上経過している者。

イ　世帯主等が産山村暴力団排除条例(平成２３年６月２０日条例第３号)第２条第２号に規定する暴力団員でない者であること。

ウ　世帯主等が村税等の滞納がない者であること。

エ　職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入でない者であること。

オ　定住を誓約できる者であること。

カ　世帯主等が産山村地域おこし協力隊設置要綱(平成２８年１２月２０日要綱第１１号)第３条に規定する地域おこし協力隊の隊員でないこと。

キ　この補助金の交付を受けて改修を行う空き家(以下「改修住宅」という。)に、補助事業の完了の日から１０年以上居住する見込みのある者

ク　空き家の所有者との続柄が３親等以内でないことが確認できる者。ただし、空き家の所有者と３親等以内の関係にある者で、その住宅に居住することが明らかであることを確認できる場合は、この限りでない。

ケ　別表第１に掲げる補助金の区分に応じ、同表の補助金の交付要件の欄に掲げる要件を満たす者であること。

(3) 持ち家を有していない村内在住者（以下「村内在住者」という。）で、次のア～クまでのすべての要件に該当し、空き家バンクを活用して空き家を購入した者。

ア　村内在住者であって、村内公営住宅等の賃貸物件に居住し１年以上経過している者。

イ　世帯主等が産山村暴力団排除条例(平成２３年６月２０日条例第３号)第２条第２号に規定する暴力団員でない者であること。

ウ　世帯主等が村税等の滞納がない者であること。

エ　職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な村内在住者でない者であること。

オ　定住を誓約できる者であること。

カ　この補助金の交付を受けた改修住宅に、補助事業の完了の日から１０年以上居住する見込みのある者

キ　空き家の所有者との続柄が３親等以内でないことが確認できる者。

ク　別表第１に掲げる補助金の区分に応じ、同表の補助金の交付要件の欄に掲げる要件を満たす者であること。

(補助対象の除外者)

第4条　前条の規定にかかわらず、村長が適当でないと認めた場合は、補助対象者から除外することができる。

(補助対象事業)

第5条　補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表第１に掲げる補助対象経費とする。

2　前項の補助対象事業は、空き家改修と家具等処分について、補助対象者及び同一物件に対してそれぞれ１回限りとする。

(補助金額等)

第6条　補助金の額は、補助対象事業のうち空き家改修に要した費用の額、又は家具等処分に要した費用とし、補助金の上限額は別表第１に定める額とする。

(補助金の申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産山村空き家改修費等補助金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる関係書類を添えて、空き家改修等に着手する１４日前までに村長に提出しなければならない。

(1)　空き家改修等の設計書の写し

(2)　空き家改修等の見積書又は契約書の写し

(3)　空き家改修等施工前の現場写真(外観、施工箇所各所)

(4)　入居世帯全員の住民票

(5)　入居世帯全員の滞納の無い証明書

(6)　賃貸借契約書又は売買契約書の写し

(7)　家具等処分の見積書の写し

(8)　家具等処分前の写真

(9)　空き家所有者からの家具等の処分に関する申立書

(10) その他村長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第8条　村長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付することを決定、又は却下したときは、産山村空き家改修費等補助金交付決定（却下）通知書(様式第２号)により、交付すべき補助金の額等を申請者に通知するものとする。

2　村長は前項の規定により、補助金交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条　補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容を変更、中止又は廃止する事由が生じたときは、産山村空き家改修費等補助金変更承認申請書(様式第３号)を村長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、村長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2　村長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等の可否を決定し、産山村空き家改修費等補助金変更承認決定通知書(様式第４号)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第10条　村長は必要があると認めたときは、交付決定者又は施工事業者等に報告を求め、担当者に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第11条　交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに産山村空き家改修費等補助金実績報告書(様式第５号)に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1)　空き家改修等の施工箇所、施工内容の分かる図面や書類の写し

(2)　空き家改修等に係る領収書の写し

(3)　空き家改修等の施行前後の写真

(4)　家具等処分に関して事業内容が分かる明細書及び領収書の写し

(5)　家具等処分の作業中及び作業後の写真

(6)　その他村長が必要とする書類

(交付額の確定等)

第12条　村長は、前条の実績報告を受理したときは、当該受理した日から１４日以内にその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、産山村空き家改修費等補助金確定通知書(様式第６号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第13条　交付決定者は、前条の通知を受けたときは、産山村空き家改修費等補助金交付請求書(様式第７号)を村長に提出しなければならない。

2　村長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3　補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は空き家改修及び家具等処分に係る請負契約者が指定する口座に限るものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条　村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、村長が特に取り消しの必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1)　補助事業の完了した日(以下「完了日」という。)から１０年を経過する日までに、補助対象物件を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、取壊し、又は売却したとき。

(2)　完了日から１０年を経過する日までに、補助対象物件での居住が困難又は転居したとき。ただし、既入居者が退去したのち速やかに産山村空き家バンクに登録し、完了日から１０年を経過するまで新たな移住者等が入居する場合を除く。

(3)　偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(4)　村長の指導等に従わないとき。

2　前項の規定は、交付した補助金の確定後においても適用するもとする。

3　村長は、前項の交付決定の取り消しを行ったときは、産山村空き家改修費等補助金交付取消通知書(様式第８号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条　村長は、前条の規定に基づき補助金の交付を取り消した場合は、産山村空き家改修費等補助金返還命令書(様式第９号)により、返還期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2　前項の規定により返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表第２のとおりとする。

3　第1項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該補助金を村長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第16条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

附　則(令和７年５月１６日要綱第３号)

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。